

消防学校教育を中止する場合の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市消防学校運営規程(平成8年千葉市消防局訓令(甲)第3号。以下「運営規程」という。)第20条に基づき、同運営規程第13条に関する取扱いについて必要な事項を定める。

(教育中止の要件)

第2条 運営規程第13条第1項に規定する学校教育の継続に不適格と認めるときは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運営規程第12条に規定する欠席により、当該学校教育期間において定めた全教育時間の3分の1以上を欠席する場合。ただし、初任教育においては、定められた全教育時間の3分の1以上の欠席に満たない場合であっても、基礎教育及び実科訓練における訓練礼式の教育時間の5分の1以上を欠席する場合は同じとする。
- (2) 怠惰により、千葉市消防職員教育規程(平成8年千葉市消防局訓令(甲)第2号。以下「教育規程」という。)第10条に規定する効果測定において、その結果が別に定める基準に満たない場合
- (3) 公務員倫理を欠き、学生としての行状及び品位を損ね、改善する見込みが認められない場合
- (4) 無断欠席、非行等による著しい服務義務違反があった場合

2 前項第1号及び第2号について、消防学校長(以下「学校長」という。)がこれにより難いと認める場合は、この限りではない。

(教育中止の措置)

第3条 学校長は、前条第1項各号に該当する事項に関し、学生から十分な事情聴取を行うとともに、事実関係について正確に把握し、客観的に判断しなければならない。

(教育中止の通知)

第4条 学校長は、運営規程第13条第2項に規定する教育の中止について通知する場合は、事由を付した書面により通知する(消防学校(以下「学校」という。)が所属である場合は除く。)とともに、人事課長、当該学生にも同じく書面により通知するものとする。

(教育中止後の措置)

第5条 第2条の規定に基づき学校教育を中止した後の取扱いは、初任教育及

び初任教育以外の教育の区分毎に次の各号に掲げるものとする。

(1) 初任教育

ア 当該初任教育の修了は認めない。

イ 教育を中止した初任教育の修了は、次期開催予定の初任教育、若しくは他の教育機関における初任教育の受講、又は学校において当該初任教育の未履修教科目等の受講修了をもって認めるものとする。ただし、学校における未履修教科目等の履修については、消防署における実務研修をもって代えることができるものとする。

ウ 前イの規定については、学校長が人事課長と協議の上、決定するものとし、ただし書の取扱いについては、内容等についてその都度別に定めるものとする。

(2) 初任教育以外の教育

ア 当該初任教育以外の教育修了は認めない。

イ 教育を中止した初任教育以外の教育課程の修了は、別に関催する同教育課程に改めて入校し教育を修了するものとする。ただし、入校に係る手続きにおいて、所属長の推薦がない場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。